

提供条件書（ご利用にあたっての注意事項）

マイスタイル+プラス +ヒカリ割（Powered by 10fw）

この提供条件書（ご利用にあたっての注意事項）（以下「本提供条件書」といいます。）は、中央電力株式会社（以下「当社」といいます。）と株式会社テンフィートライト（以下「テンフィートライト」といいます。）が提供する「マイスタイル+プラス +ヒカリ割」（以下「本サービス」といいます。）の概要、並びに、ご利用にあたっての注意事項を定めたものです。本提供条件書の内容にご同意いただけない場合には、本サービスをご利用いただけません。

マイスタイル+プラス +ヒカリ割の概要

1. （マイスタイル+プラス +ヒカリ割）

本サービスは、テンフィートライトが提供する東日本電信電話株式会社の光コラボレーションモデルを利用し、テンフィートライトが提供するインターネット接続サービス（以下「付加価値サービス」といいます。）のご契約・ご利用の内容に応じて、加価値サービスの提供開始月と解約月を除いた契約期間中の毎月の電気料金から3%割引するサービスです。なお、テンフィートライトが提供する付加価値サービスに関するお問い合わせ等は、テンフィートライトに対して行っていただくものとし、当社は付加価値サービスについての責任を負いません。

2. （電気料金の割引）

本サービスの割引の対象となる電気料金は、基本料金及び従量料金（消費税相当額を含み、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みません。）の合計額とします。

付加価値サービスの提供開始月と解約月を除いた契約期間中の毎月の電気料金から割引いたします。ただし、割引額が割引の対象となる月（以下「割引対象月」といいます。）の電気料金を上回った場合、当該割引額と電気料金の差額分を割引対象月の翌月の電気料金に繰越適用した割引を行わないものとします。また、他の併用可能な割引との合算割引額が割引対象月の電気料金を上回った場合も、同様とします。

なお、以下のいずれかの場合に該当するときは、当社は電気料金の割引を行いません。

- (1) お客さまが当社のマンション一括受電サービスが導入されているマンションから退去され、本サービスの割引の対象となる電気料金が発生しない場合
- (2) その他お客さまの都合により本サービスの割引の対象となる電気料金が発生しない場合

3. （本サービスの適用条件）

本サービスのお申込みには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 当社のマンション一括受電サービスが導入されていること。
- (2) (1)の住所にて本サービスを利用すること。
- (3) 本提供条件書の内容に同意していること。
- (4) 電気料金のお支払に滞りがないこと。

※一部のマンションでは、本サービスをご利用できない場合があります。

※一部のお客さまには、上記適用条件の他にも適用条件が追加される場合があります。

詳細については、@inet上のお申込画面にてご確認ください。

4. (本提供条件書の変更)

当社は本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更の内容を当社ホームページに掲載し、閲覧に供する方法により、お客さまにお知らせします。お客さまは、当該変更内容に同意されない場合は、速やかに本サービスの解約手続を講じなければならないものとします。お客さまが当該変更後、本サービスを利用された場合、当該変更の内容に承諾したものとします。

当社ホームページ <http://www.denryoku.co.jp/page/conditions.html>

制定 2016年10月21日

最終改定 2017年8月21日

(プラス割・優待 共通)

プラス割・優待のご利用にあたっての注意事項

1. (目的)

この注意事項（以下「本注意事項」という。）は、中央電力株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に対して提供するプラス割・優待の利用に関する手続その他の細目を定めることを目的とします。

2. (適用)

- (1) 本注意事項は、プラス割・優待を利用される全てのお客様に共通して適用されるものとします。
- (2) 本注意事項は、本提供条件書の一部を構成するものとし、本提供条件書の全部又は一部が変更された場合、当社は、あらかじめ当該変更後の内容を当社ホームページに掲載し、閲覧に供する方法により、お客様にお知らせします。お客様は、当該変更内容に同意されない場合は、速やかに付加価値サービス・優待サービスに係る契約の解約手続を講じなければならないものとします。お客様が当該変更後、各付加価値サービス・優待サービスを利用された場合、当該変更の内容に承諾したものとします。

3. (定義)

本注意事項における用語の定義は、他に別段の定めがあるものを除き、次に定めるとおりとします。

ア 一括受電サービス

当社が、本物件代表者から委託を受けて本物件に高圧受変電設備を設置し、当社又は本物件代表者と小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号。その後の改正を含みます。）に定める「小売電気事業者」をいいます。）との間で締結した高圧の電力需給契約等に基づき、本物件全体につき一括して受電し、お客様に対し配電する「マンション一括受電サービス」をいいます。

イ 一括受電サービス契約

当社が、本物件に対して一括受電サービスを提供するために、本物件代表者との間で締結する「電力管理業務委託契約」又は「マンション一括受電サービス契約」をいいます。

ウ 一括受電サービス利用規約

当社が、一括受電サービス契約に基づき、お客様に対して提供する一括受電サービスの利用に関する手続その他の細目を定める「マンション一括受電サービス利用規約」をいいます。

エ 本物件

お客様が入居されているマンション等の集合住宅その他の物件であって、一括受電サービスが提供されている物件をいいます。

オ お客様

一括受電サービスに基づき、本物件において電気を使用する特定の者をいいます。

カ 本物件代表者

本物件の所有者又は管理組合等であって、当社との間で一括受電サービス契約を締結する者をいいます。

キ 電気料金

お客さまが、一括受電サービス契約、並びに、一括受電サービス利用規約に基づき当社との間で成立する契約に従い、当社に対し支払う一括受電サービスの利用対価（電気需給契約等に基づく電気料金相当額、高圧受変電設備の維持管理費用その他の当社受託業務の対価を含みます。）をいいます。

ク 付加価値サービス

当社又は当社の紹介する協力会社（以下「当社協力会社」といいます。）が、一括受電サービスに付加して、お客さまに対し提供する商品又はサービスのうち、その利用に応じてプラス割の適用が受けられるものをいいます。

ケ プラス割

付加価値サービスの利用に応じて、割引率又は割引額が設定される専有部分電気料金の追加割引をいいます。なお、各付加価値サービスにより各プラス割の名称は異なります。

コ 優待サービス

当社又は当社協力会社が、一括受電サービスに付加して、お客さまに対し提供する商品又はサービスのうち、その利用に関して優待の適用が受けられるものをいいます。

サ 優待

優待サービスの利用に関して、お客さまが受けることのできる当該優待サービスの割引又は無償提供その他の優待（ただし、プラス割に該当するものは除きます。）をいいます。なお、各優待サービスにより各優待の名称は異なります。

シ 本提供条件書

本書「提供条件書（ご利用にあたっての注意事項）」をいいます。

4. （利用条件）

- (1) お客さまは、プラス割・優待の利用にあたり、当社が一括受電サービス利用規約に定める手続に従い、事前に「マンション一括受電サービス申込書」を当社に提出していただく必要があります。
- (2) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当するときは、お客さまによるプラス割・優待の利用を承諾せず、又は承諾後であっても当該承諾を取り消す場合があります。

ア 本提供条件書に定めるプラス割・優待の適用条件を満たさない場合

イ 一括受電サービス申込時の登録又は届出事項に虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあった場合

ウ 過去に本注意事項違反によりプラス割・優待の利用を停止又は終了されたことがある場合

エ 支払期日を経過してもなお電気料金の支払がない場合

オ 本注意事項違反その他当社がお客さまによるプラス割・優待の利用を不相当と判断した場合

- (3) お客さまは、プラス割・優待の申込みにあたり、本提供条件書及び各付加価値サービス・優待サービスの案内等の内容を確認・承諾するものとします。プラス割・優待に申込みいただいたお客さまは、本提供条件書及び各種サービスのご案内の内容に承諾したものとします。

5. (一時中断等のお知らせ)

当社は、当社又は当社協力会社の都合により、付加価値サービス・優待サービスの提供、並びに、プラス割・優待の適用について一時中断その他の措置を講じる場合、当該措置の内容を当社ホームページに掲載し、閲覧に供する方法により、お客さまにお知らせします。ただし、一部のお客さまに限り影響のある事項については、個別通知その他当社が適当と認める方法により、当該一部のお客さまにお知らせすることができるものとします。

6. (一括受電サービスの利用終了の場合の取扱い)

- (1) お客さまが、引越しその他の理由により、一括受電サービスの利用規約に基づき成立する当社との契約を解約した場合、当該契約の終了日をもって、プラス割・優待の適用は終了します。
- (2) お客さまが入居する本物件に提供されている一括受電サービスが終了した場合、事由の如何を問わず、本物件に係る一括受電サービス契約の終了日をもって、プラス割・優待割の適用は終了します。
- (3) お客さまは、当社又は当社協力会社への事前通知のうえ、付加価値サービス・優待サービスに係る当社又は当社協力会社との契約を解約し、いつでもプラス割・優待の利用を終了することができます。

7. (付加価値・優待サービスの利用方法)

付加価値・優待サービスの利用にかかる料金及びその支払方法については、当該各サービスを提供する当社又は当社協力会社との契約によるものとします。(詳細は、当該各サービスの案内等をご確認ください。)

8. (個人情報の取扱い)

当社及び当社協力会社が、付加価値サービス・優待サービスの提供、並びに、プラス割・優待の提供に関して取得するお客さまの個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。)に定める「個人情報」をいいます。)は、当社及び当社協力会社において、当該各サービスの提供、並びに、プラス割・優待の提供のために共同利用するほか、当社の一括受電サービス利用規約、当社又は当社協力会社との当該各サービスに係る契約、その他当社及び当社協力会社が定める個人情報保護方針等の定めに従い、取り扱うものとします。

9. (禁止事項)

お客さまは、プラス割・優待の利用にあたり次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

ア 当社、当社協力会社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害し、又はそのおそれがある行為

- イ プラス割・優待の内容及びプラス割・優待により利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- ウ 本注意事項に違反して、第三者にプラス割・優待を利用させる行為
- エ 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社、当社協力会社若しくは第三者に不利益を与える行為
- オ 当社、当社協力会社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- カ 詐欺その他の刑事罰の対象となる犯罪に結びつき、又はそのおそれがある行為
- キ 当社、当社協力会社若しくは第三者の設備等の利用若しくは運営に支障を与え、又はそのおそれがある行為
- ク 第三者になりすましてプラス割・優待を利用する行為
- ケ 不正なアクセス又は接続を試みる行為

10. (権利譲渡等の禁止)

お客さまは、当社の事前の書面による承諾なく、プラス割・優待を利用する権利又はプラス割・優待を通じて生じたお客さまの権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

11. (利用上の障害等)

- (1) プラス割・優待は、システム障害、天災地変その他の事由（以下「障害等」といいます。）により、全部又は一部の提供に遅延、データの欠損又は中断が生じる場合があります。
- (2) 当社は、当社の責によらない障害等により発生した損害について、お客さまに対し、損害賠償の責を負わないものとします。なお、当社の責に帰すべき障害等により発生した損害についてお客様に対して負うことのある損害賠償の責は、当社に故意又は重過失があるときを除き、当該損害が発生した月の前月における当該お客さまの電気料金の金額を上限とします。

12. (合意管轄)

プラス割・優待の利用に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

13. (規定外事項)

本注意事項に定めのない事項については、一括受電サービス契約及び一括受電サービス利用規約の定めによるものとします。

制定 2016年10月1日

最終改定 2017年6月15日